

令和7年度第2回加東市部活動あり方検討委員会

日 時：令和7年8月20日(水) 19時～

場 所：加東市役所 2階 201会議室

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 活動団体の認定要件について
- (2) 活動団体認定までの流れについて
- (3) その他

4 報告事項

- (1) 指導者資格取得にかかる補助金の交付について

5 閉会

令和7年度加東市部活動あり方検討委員会委員名簿

	氏名	所属	役職
1	森田 啓之	兵庫教育大学大学院	教授
2	中原 公寿	加東市文化連盟	理事
3	竹内 守男	加東市スポーツ協会	会長
4	東嶋 正一	スポーツクラブ 21 加東市連絡協議会	会長
5	三村 勇	加東市スポーツ少年団本部	代表
6	藤本 進	加東市スポーツ推進委員会	委員長
7	藤原 由英	加東市連合 P T A	保護者代表
8	藤原 路寛	加東市教育委員会	教育長
9	平川 真也	加東市立社学園中学校	校長
10	大本 健次朗	加東市立社学園中学校	教諭
11	桂 弘文	加東市立滝野中学校	教諭
12	家本 典子	加東市立東条学園小中学校	教諭
事務局	近澤 孝則	教育委員会こども未来部	部長
事務局	井上 裕子	教育委員会こども未来部	参事兼課長
事務局	郡 龍仁	教育委員会部活動改革推進室	室長
事務局	松本 裕介	教育委員会生涯学習課	課長
事務局	石井 真史	教育委員会学校教育課	主任
事務局	岸本 善仁	教育委員会部活動改革推進室	主査

1.認定要件について

○前回の部活動あり方検討委員会が出た意見

「もっと簡素化」「活動団体、指導者が申請しやすいように」「要件のハードルを下げる」

ご意見を参考に、以下のように見直しました。

活動団体の認定要件について	
変更前	変更後
1. 登録団体としての認定要件 以下を要件とし、満たす要件に応じて「認定団体K」及び「認定団体T」の2種のいずれかに認定する。 【認定団体K】①～⑬ 【認定団体T】①～⑧ ①学校との連携が図れていることや指導体制が構築されていること。 ②各活動団体との連携が図れていること。 ③クラブ規約等により適切な運営を行っていること。 ④市が指定・主催する指導者研修会に参加すること。 ⑤原則、加東市内の中学生等を対象とし自由に加入及び脱会ができること。 ⑥人権を尊重した活動を行うこと。 ⑦活動拠点が、原則加東市内であること。 ⑧費用が発生する場合は、可能な限り低廉な会費にすること。 ⑨国や県、市が示すガイドラインを遵守すること。 ⑩市が指定する大会やコンクール等に出場すること。 ⑪令和11年度の総体後から週に3日以上以上の活動日が設定されること。 (平日2～4日と休日1日) ⑫団体内に指導者が、原則3名以上いること。 ⑬指導者のうち1名は、指導資格を有する者もしくは、取得予定者がいること。	1. 登録団体としての認定要件 以下の要件を満たす団体を公認団体として、地域展開における活動団体とします。 ①学校との連携が図れていることや日常継続的に適切な指導体制が構築されていること。 ②クラブ規約等により適切な運営を行っていること。 ③安全安心な活動を継続するための方針や体制を整えていること。 ④適切な活動時間や休養日等を設定していること。 ⑤原則、加東市内の中学生等を受け入れて活動すること。 認定団体K：向上型⇒中学生が中心の活動 認定団体T：交流型⇒多世代が活動する中に中学生も参加 未定：参加型⇒様々な体験活動を通してレクリエーションを目的とする活動

主な変更内容

- ・指導者数の制限を削除 → 先進地域でも人口の少ない地域では指導者制限は厳しい。ただ、申請後、指導者の追加を希望する場合は、募集の手助けをする。
- ・活動日数の制限を解除 → 「適切な活動時間、休養日等を設定」に変更。活動日は週5日を上限とする。

1. 目的

加東市立学校における部活動を地域展開するにあたり、希望する活動団体を、加東市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という）に認定し、支援することにより、中学生等が安全安心のもと、継続的にスポーツ・文化芸術活動等に親しむ環境の充実を図るとともに、中学生等の居場所づくり、そして、健全育成と生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

2. 登録団体

- ①認定団体K【**向上型**】：中学生を中心とした活動をする団体
②認定団体T【**交流型**】：多世代が交流する中に中学生も参加をする団体
③ 未定【**参加型**】：様々な体験活動を通してレクリエーションを目的とする活動

3 事業費

【現在の予定】

認定団体	期間	団体運営費	団体委託金(国)		支援金(補助金)	
			運動	文化芸術	運動	文化芸術
認定団体K 【 向上型 】	実証期間中	休日のみ(公費)	10万円		検討中	
	改革実行期間中	受益者負担	21万円	※		
			上限 21万円	※		
認定団体T 【 交流型 】	実証期間中	受益者負担	21万円	※	検討中	
	改革実行期間中	受益者負担	21万円	※		
			21万円	※		
【 参加型 】	実証期間中	受益者負担	×		検討中	
	改革実行期間中	受益者負担	×			

※文化芸術団体には、国庫委託金40万5千円の
分配や個別の支援を検討します。

・実証期間中は、地域クラブ
については、必要に応じて
各団体で会費を設定。

・【参加型】については、生
涯学習事業の“チャレンジ
スクール”のイメージ。

4. 指導者謝金について【実証期間中】

市が定める免許や資格の所持状況によって、決めることとする。（上限は3 h/日）※休日のみ

【参考】

公益財団法人 日本スポーツ協会	日本スポーツ協会各加盟団体の指導者資格	日本スポーツ協会各加盟団体が公認する指導者資格	指導者区分
	スポーツ指導者基礎資格	スポーツコーチングリーダー	C
	競技別指導者資格	スタートコーチ	C
		コーチ1	B
		コーチ2	B
公益財団法人 日本パラスポーツ協会	競技別指導者資格	コーチ3	A
		コーチ4	A
	初級パラスポーツ指導員		C
	中級パラスポーツ指導員		B
	上級パラスポーツ指導員		A
その他	教育職員免許状		B
	スポーツ・文化芸術に関する公益法人などが公認する指導者資格		要相談
	資格・免許状等未所持		D

※4月～1月分の活動実績報告が必須です。指定する様式・報告用紙を提出していただきます。

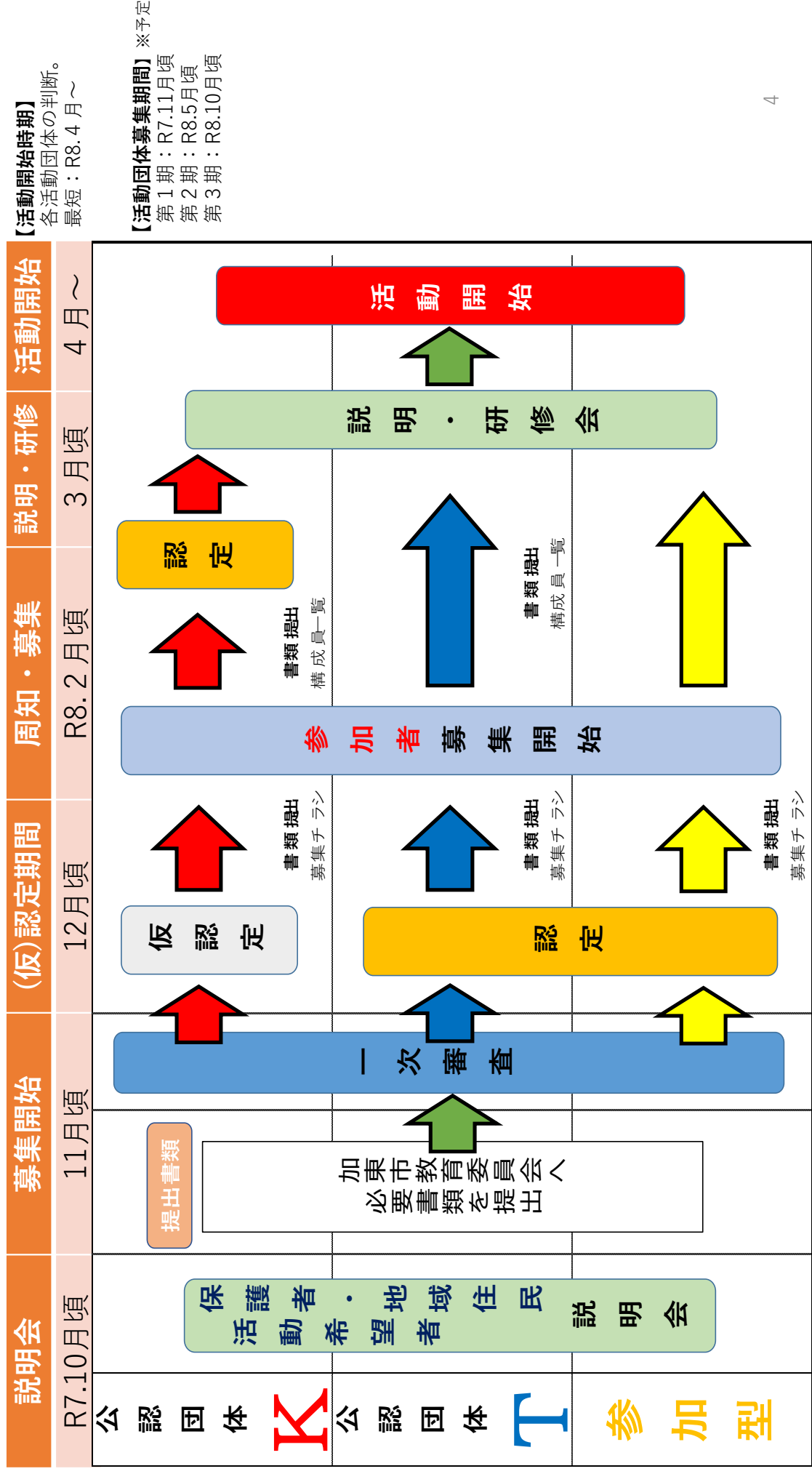
指導者謝金(案)

区分	謝金
A	1800 円/h
B	1500 円/h
C	1200 円/h
D	1000 円/h

5. 活動場所について

原則、学校施設を利用し、地域展開の本格実施までは、学校部活動を最優先、地域クラブ活動を第2優先とする。

6. 活動開始までの流れについて



7. 今後の運営方法について

- ・実証事業については、新たに「(仮) 地域クラブ運営委員会」の設置により各地域クラブ活動への支援・助言・事務作業等を所管する。

(仮) 地域クラブ運営委員会

- ・ 加東市公認団体の各代表者
- ・ 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める者

※地域クラブの愛称については、今後募集予定。
そこで選ばれた愛称を使って、【○○運営委員会】とする。

【イメージ図】



(仮) 地域クラブ運営委員会

【内容】

- ・ 部活動地域展開に係る支援事業の実施
- ・ 年に数回、各団体の運営等について審議